

南房総市結婚新生活支援事業補助金Q&A

区分	質問内容	回答
1 世帯状況	再婚の場合対象になりますか？	対象となります。ただし、夫婦の一方または双方が過去に結婚に係る給付を受けたことがある場合は、対象となりません。
2 住所	婚姻時点で南房総市に住民票がありませんでしたが、対象となりますか？	対象になる場合があります。申請時に夫婦の双方が住民票の住所が補助対象経費に係る南房総市内住宅の住所であれば対象となります。
3 申請書類	申請書類はどこでもらえますか？	南房総市役所企画財政課(本庁別館1二階)にお越しいただくか、南房総市のホームページからダウンロード・印刷できます。
4 申請書類	婚姻届受理証明書や戸籍謄本はどこで発行できますか？	市民課及び各地域センターで発行ができます。ただし、婚姻届提出後、発行までにはお時間がかかります(婚姻届を提出した市町村により時間は異なります。)のご留意ください。
5 申請書類	貸与型奨学金の返済額が分かる書類とは何ですか？	奨学金返還証明書 または 支払額及び支払先が明記された通帳等の写しです。
6 申請書類	家賃の支払いは口座引き落としで行っています。通帳の写しを領収書の代わりに提出してもいいですか？	通帳の写しで構いません。また、クレジットカードでの支払いの場合は、クレジットカードの利用明細等を提出してください。支払者の氏名、金額、支払先の名称がわかる部分をお持ちください。
7 年齢	婚姻日における年齢はどのように確認しますか？	婚姻証明書や戸籍謄本等、婚姻日及び夫婦の生年月日が確認できる書類で確認します。その際、年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されますので、ご留意ください。
8 所得	所得とは何を示しますか？	所得税等の算定基礎となる所得の考え方に準じて算出します。個人に複数の所得がある場合(例: 給与収入と一時所得など)はこれらを合算します。 ・給与所得者の場合: 1年間の給与等の収入金額ー給与所得控除額(源泉徴収票をご確認ください) ・自営業者の場合: 1年間の売上金額ー必要経費
9 所得	所得は、どの時点の課税(所得)証明書に基づいて確認しますか？	前年度の所得証明書にて確認します。(4月1日～5月31日の間に申請される場合は、前々年度で確認します。)
10 所得	所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間は、いつからいつまでですか？	所得証明書の期間と同一期間です。
11 世帯状況	夫婦の一方又は夫婦の双方が日本国籍を有しない世帯は補助の対象となりますか？	対象となります。婚姻届受理証明書を取得してください。
12 世帯状況	婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合や婚姻前から夫婦が同居している物件の場合、補助の対象となりますか？	いずれの場合も対象となります。ただし、補助対象となるのは、夫婦の一方が婚姻前から賃借していた物件であれば婚姻を契機とした同居開始後に生じた費用に、また婚姻前から夫婦が同居している物件であれば、婚姻後に生じた費用に限りです。
13 世帯状況	婚姻届提出前から同居している場合、補助金の対象期間は婚姻届提出日以降ですか？	契約書等で婚姻を機に同居していることがわかる場合は、同居開始日から補助対象となります。
14 世帯状況	婚姻届提出前に同居するため、引越しました。引越費用は対象になりますか？	対象となります。
15 世帯状況	夫婦の一方又は双方の親等の親族が同居する場合にも補助の対象となりますか？	対象となります。ただし、住宅賃借のための契約名義が夫婦のいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要となります。
16 世帯状況	夫婦の一方が婚姻前から親等の親族と同居しており、婚姻を機に配偶者が当該住宅に入居する場合、配偶者の引越費用は対象となりますか？	対象となります。
17 世帯状況	契約名義人が夫婦の親であり、夫婦が親に住宅賃借費用または住宅取得費用相当分を支払っている場合、補助の対象となりますか？	対象となりません。
18 世帯状況	契約名義人は夫婦の親だが、夫婦のいずれか名義の口座から住宅賃借費用または住宅取得費用が引き落とされている場合、補助の対象となりますか？	対象となりません。ただし、夫婦名義で契約できないやむを得ない事情(未成年等)がある場合は相談してください。
19 対象経費	月々の賃料に駐車場代が含まれており、切り分けができない場合、どうしたらいいですか？	家賃の賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けができない場合は駐車場代等を含め補助の対象となります。なお、契約書等により駐車場代相当額が確認できる場合は当該金額を月々の賃料から控除した金額を対象とします。
20 対象経費	勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は対象外となりますか？	対象外となります。このため、勤務先が発行する住宅手当支給証明書や給与明細等により、手当支給額を把握し、当該金額を控除した金額を対象とします。
21 対象経費	勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している物件に入居し、勤務先に対し家賃相当額を支払っている場合、対象となりますか？	対象となります。この場合、賃貸借契約書で借借人が勤務先であること、給与明細書等により補助対象者が勤務先に対し家賃相当額を支払っていることを確認することが必要となります。
22 対象経費	住居のリフォームについて対象となる費用はどのようなものですか？	婚姻に伴う住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用が対象となります。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については、対象外です。
23 対象経費	夫婦がリフォームを行う住宅の所有者である必要がありますか？	所有者であることは要しません。ただし、申請時に夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること、また夫婦名義でリフォーム工事を契約し、夫婦が費用を支払っていることが必要です。
24 対象経費	賃貸物件のリフォーム費用は対象となりますか？	対象となります。ただし、賃貸借契約により、本来貸主が負担すべき修繕費用ではないことを確認する必要があります。なお、賃貸契約書に記載がない場合は、貸主が記載した承諾書を提出してください。
25 対象経費	住宅リフォームの補助について、国の他の住宅に係る補助制度との併用して申請できますか？	併用で申請することはできません(すまい給付金、住まいの復興給付金、外構部の木質化対策支援事業を除く)。ただし、請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可能です。
26 対象経費	引越費用について対象となる費用はどのようなものがありますか？	引越業者や運送業者を利用して行った、住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用が対象となります。引越業者や運送業者発行の領収書によって、引越費用であることが確認できない費目は対象となりません。(例: 不用品の処分費用、自らレンタカーを借りる・友人に頼む等して引越した場合にかかった費用等)
27 申請回数	上限の30万円(又は60万円)に達するまで、何度も申請できますか？	申請年度に上限金額の30万円(又は60万円)に達しなかった場合は、翌年度に継続申請することができます。
28 その他	結婚新生活支援事業補助金は所得税がかかりますか？	一時所得に該当します。他の一時所得とされる所得との合計額が50万円を超える場合、申告をする必要があります。